

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年10月6日

京都市長 門川 大作

京都市規則第38号

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条本文中「利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「利用日」という。）の属する月の3箇月前の初日」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 球技場又はこれと併せて利用する球技場周辺区域に係る申請のうち、次に掲げる要件を満たしている競技会、講習会その他の催物として別に定めるものためとするもの 利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「利用日」という。）の属する年度の前年度の12月1日
 - ア 本市におけるスポーツの振興に著しく寄与すること。
 - イ 開催の準備に相当の期間を要するため、早期に利用日を決定することを要すること。

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 利用日の属する月の3箇月前の月の初日

第5条第2項中「その都度市長が定める」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 広告を表示し、又は掲出する期間が30日以内のもの 1平方メートル1日につき3,080円
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 別に定める。

第9条本文中「使用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日）の属する月の前月の初日」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) テニスコート又はこれと併せて使用する会議室若しくはテニスコート周辺区域に

係る申請のうち、次に掲げる要件を満たしている競技会、講習会その他の催物として別に定めるもののためにするもの 使用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「使用日」という。）の属する年度の前年度の12月1日

ア 本市におけるスポーツの振興に著しく寄与すること。

イ 開催の準備に相当の期間を要するため、早期に使用日を決定することを要すること。

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 使用日の属する月の前月の初日

別表第2 広告その他の項を次のように改める。

広告その他	広告を表示し、又は掲出する 期間が30日以内のもの	1平方メートル につき1日	3,080
	その他のもの	別に定める。	

第2条 京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用に関する規則

第2条第1項中「球技場の」及び「京都市宝が池公園球技場利用許可申請書（第1号様式）を」を削り、「という。）」の右に「が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条を次のように改める。

(受付期間)

第3条 前条第1項の規定による申請は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

第5条第1項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「球技場又は球技場周辺区域」を「条例第3条第1項に規定する球技場等」に改め、同条第3号中「利用日」を「利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「利用日」という。）」に改める。

第8条から第11条までを削る。

第12条中「第11条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第13条を第9条とする。

別表第2及び別表第3を削る。

「

別表第1中	電	源	1箇所につき4時間	100	を
-------	---	---	-----------	-----	---

」

「

電	源	1箇所につき4時間	100	に改め、同表を別
夜間照明設備（テニスコートのみ）		1面につき1時間	300	

」

表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

区	分	受付を開始する日
(1)	球技場又はこれと併せて利用する会議室に係る申請	優先的競技会等のためにするもの 利用日の属する年度の前年度の12月1日
		その他のもの 利用日の属する月の3箇月前の月の初日
(2)	テニスコート若しくはフットサルコート又はこれらと併せて利用する会議室に係る申請	優先的競技会等のためにするもの 利用日の属する年度の前年度の12月1日
		その他のもの 利用日の属する月の前月の初日
(3)	会議室に係る申請（(1)の項及び(2)の項に掲げる申請を除く。）	利用日の属する月の前月の初日

備考 「優先的競技会等」とは、次の要件を満たしている競技会、講習会その他の催物として別に定めるものをいう。

(1) 本市におけるスポーツの振興に著しく寄与すること。

(2) 開催の準備に相当の期間を要するため、早期に利用日を決定することを要すること。

第1号様式から第4号様式までを削る。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)